

サービスを利用したときには 費用の一部を負担します

施設サービスの費用のめやす

施設サービスを利用した場合の利用者負担

施設サービスを利用した場合は、[サービス費用の1割、2割または3割]・[居住費]・[食費]・[日常生活費]が利用者の負担となります。居住費・食費の利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

$$\text{施設サービス費用の1割、2割または3割} + \text{居住費} + \text{食費} + \text{日常生活費(理美容代など)} = \text{自己負担}$$

● 居住費等・食費の基準費用額（1日あたり）

令和6年8月から 居住費等の基準費用額が変わります。
【 】内は令和6年8月からの金額です。

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円 【2,066円】	1,668円 【1,728円】	1,668円(1,171円) 【1,728円(1,231円)】	377円(855円) 【437円(915円)】	1,445円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額になります。

ただし、低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費等・食費は下表の負担限度額までを負担し、超えた分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費等）。

● 負担限度額（1日あたり）

令和6年8月から 居住費等の基準費用額が変わります。
【 】内は令和6年8月からの金額です。

利用者負担段階区分		居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 生活保護の受給者	820円 【880円】	490円 【550円】	490円(320円) 【550円(380円)】	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円 【880円】	490円 【550円】	490円(420円) 【550円(480円)】	370円 【430円】	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額*+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円(820円) 【1,370円(880円)】	370円 【430円】	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額*+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円(820円) 【1,370円(880円)】	370円 【430円】	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

※上記年金収入額には、非課税年金（遺族年金、障害年金）を含みます。

❗ 負担限度額の対象要件に当てはまっても、①②のいずれかに該当する場合は軽減の対象になりません。

- ① 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ② 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が下記を超える場合
預貯金等の金額が利用者負担段階ごとに設定されています。

- ・ 第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・ 第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・ 第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・ 第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

[フローチャート]



❗ 対象要件に当てはまらない場合でも、特例減額措置の対象となる可能性があります。

◆ 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度について、詳しくは介護保険課窓口にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。